

○久喜市青少年問題協議会条例

平成28年 3月25日

条例第15号

久喜市青少年問題協議会条例（平成22年久喜市条例第189号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、久喜市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 各種団体の役員

(3) 学識経験者

(4) 公募による市民

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員及び学識経験がある者のうちから、協議会に諮って市長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。